法 令 名	採石法 (昭和46年6月7日 法律第106号)
根 拠 条 項	第32条の4
処分の概要	登録の拒否
法令の定め	法第32条の4
処 分 基 準	法令において処分の判断基準が定められている。
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm)

法 令 名	採石法 (昭和46年6月7日 法律第106号)
根拠条項	第32条の10
処分の概要	登録の取消し等
法令の定め	法第32条の10
処 分 基 準	砂利採取法及び採石法違反者措置要領 (最近改正 平成22年3月23日資源第1500号)
	非公開:公にすることにより、脱法行為を助長する場合が考えられ、行政上 特別の支障となることが予想されるため非公開とする。
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm)

法 令 名	採石法 (昭和46年6月7日 法律第106号)
根 拠 条 項	第33条の9
処分の概要	認可採取計画の変更命令
法令の定め	法第33条の9
処 分 基 準	法令において処分の判断基準が定められている。
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm)

),I, A ,	
法 令 名	採石法 (昭和46年6月7日 法律第106号)
根 拠 条 項	第33条の12
処分の概要	認可の取消し等
法令の定め	法第33条の12
処 分 基 準	砂利採取法及び採石法違反者措置要領 (最近改正 平成22年3月23日資源第1500号)
	非公開:公にすることにより、脱法行為を助長する場合が考えられ、行政上 特別の支障となることが予想されるため非公開とする。
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm)

法 令 名	採石法 (昭和46年6月7日 法律第106号)
根 拠 条 項	第33条の13
処分の概要	緊急措置命令等
法令の定め	法第33条の13
処 分 基 準	法令において、処分の判断基準が定められている
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm)

法 令 名	採石法 (昭和46年6月7日 法律第106号)
根拠条項	第33条の17
処分の概要	岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令
法令の定め	法第33条の17
処 分 基 準	法令において、処分の判断基準が定められている
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm)